

# 「指定通所介護」重要事項説明書

(松林荘デイサービスセンター)

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
通所介護（香川県指定 第 3771500364 号）

当事業所はご契約者に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆	目次	◆◆	
1、事業者	.....	2	
2、事業所の概要	.....	2	
3、職員の配置状況	.....	3	
4、当事業所が提供するサービスと利用料金	.....	3	
5、苦情の受付について	.....	6	
6、事故発生時の対応について	.....	7	

## 1、事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 福寿会
- (2) 法人所在地 香川県綾歌郡綾川町山田下山王 435 番地 4
- (3) 電話番号 087-878-2188
- (4) 代表者氏名 理事長 道 井 義 治
- (5) 設立年月日 昭和 48 年 11 月 5 日

## 2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成 12 年 2 月 29 日指定  
香川県 3771500364 号  
※当事業所は特別養護老人ホーム松林荘に併設されています。
- (2) 事業所の目的 事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が要支援又は要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 松林荘デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 香川県綾歌郡綾川町山田下山王 424 番地
- (5) 電話番号 087-878-2188
- (6) センター長(管理者) 氏名 道 井 義 治
- (7) 当事業所の運営方針  
利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護計画(ケアプラン)に基づいて日常生活上必要な介護、食事の提供、機能訓練、健康管理、相談及び助言その他の適切なサービスの提供を行い、利用者の心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (8) 開設(サービス開始)年月 平成 8 年 6 月 1 日
- (9) 通常の事業の実施地域 綾川町、丸亀市綾歌町、高松市香南町、国分寺町

(10) 営業日及び 営業時間 営業日	月曜日～金曜日 (定休日 12/30～1/3)
受付時間	月 ～ 土曜日 8:30 ～ 17:30
サービス 提供時間帯	月 ～ 金曜日 9:50 ～ 15:50

- (10) 利用定員 40 人(通常規模型通所介護)

### 3、 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指 定 換 算
1、センター長（管理者）	1名
2、介護職員	10名 (2名は生活相談員と兼務) (2名は看護職員と兼務) (1名は介護支援専門員と兼務)
3、生活相談員	2名 (2名は介護職員と兼務)
4、看護職員	2名 (機能訓練指導員と兼務) (介護職員と兼務)
5、介護支援専門員	1名 (介護職員と兼務)
6、機能訓練指導員 (作業療法士、看護職員)	3名 (2名は看護職員と兼務)

〈主な職員の勤務体制〉

職 種	勤 務 時 間
1、介護職員	8：30 ～ 17：30
2、看護職員	8：30 ～ 17：30
3、機能訓練指導員	機能訓練提供時

### 4、 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

○ 通所介護サービス

また、それぞれのサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

## (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。ただし、一定所得者以上は7割、8割が介護保険から給付となります。

※加算対象サービスについては、利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日・実施内容等については、居宅サービス計画に沿い事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

### 〈サービスの概要〉

#### ① 食事（但し、食材料費及び調理費は介護保険対象外です。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 昼食： 12：10 ～ 12：50

#### ② 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

#### ③ 排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

#### ④ 送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し通常の事業実施地域以外からのご利用の場合は交通費実費をご負担いただきます。

#### ※ 加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には加算額の1割（一定所得者以上は、2割、3割）を追加料金としてご負担いただきます。

##### ①個別機能訓練

機能訓練指導員（作業療法士、看護職員）により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は、その減退を防止するための訓練を実施します。

##### ②入浴介助加算

入浴（一般浴・シャワー浴・機械浴）を行った場合に算定を行いません。

※ 熱発やその他、心身の異常が確認される場合においては入浴を中止させていただきます場合もあります。

※ 心身の都合により一般浴槽の入浴が出来ない方は、特殊浴槽を用いての入浴も可能です。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

○通所介護

1、ご契約者の要介護度とサービス利用料金 (6時間以上7時間未満)	要介護度 1 5,840 円	要介護度 2 6,890 円	要介護度 3 7,960 円	要介護度 4 9,010 円	要介護度 5 10,080 円
2、うち、介護保険から 給付される金額	5,256 円	6,201 円	7,164 円	8,109 円	9,072 円
3、サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	584 円	689 円	796 円	901 円	1,008 円

〈加算項目〉 ○実施項目

サービス提供体制加算（Ⅰ） (介護福祉士が介護職員の70%以上)(勤続10年以上介護福祉士が25%以上)	22 単位/日
入浴介助加算（Ⅰ）	40 単位/日
個別機能訓練加算（Ⅰイ） (サービス提供時間中看護職員1名配置、在宅アセスメント)	56 単位/日
個別機能訓練加算（Ⅰロ） (機能訓練指導員が個別機能訓練を1対1、小集団で実施、在宅アセスメント)	85 単位/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位/月
ADL維持等加算（Ⅰ）	30 単位/月
ADL維持等加算（Ⅱ）	60 単位/月
栄養改善加算	200 単位/回
口腔・栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度とする)	5 単位/回
栄養アセスメント加算	50 単位/月
若年性認知症利用者受入加算	60 単位/日
中重度ケア体制加算	45 単位/日

認知症加算	60 単位/日
科学的介護推進体制加算	40 単位/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数の 1000 分の 92 単位

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護又は要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 7 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

○ 各サービス共通

### ① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### ② 食事の提供

ご契約者に提供する食費の材料及び調理にかかる費用です。

料 金 : 1 回あたり 650 円

### ③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金 : 材料代等の実費をいただきます。

### ④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

### ⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

・おむつ代 実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払方法（契約書第7条参照）

前期（1）、（2）の料金・費用はサービス利用月の翌々月10日までにお支払い下さい。

### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 5、 苦情の受付について（契約書第22条参照）

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。お受けした要望や苦情については、施設長に報告するとともに苦情報告書として書面に記載するとともに、施設内の苦情解決委員会で改善策等を検討して、その結果を苦情申立人に報告するとともに、話し合い解決します。

- 苦情解決責任者  
施設長 道井 武史
- 苦情受付窓口（担当者）  
主任相談員 松本 敏行 電話 087-878-2188
- 受付時間  
毎週月曜日～金曜日（8：30～17：30）

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

綾川町役場 介護保険担当課	所在地 電話番号・FAX 受付時間	香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 087-876-1113 087-876-3120 9:00 ~ 17:00
香川県国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号・FAX 受付時間	香川県高松市福岡町 2 丁目 3-2 087-822-7453 087-822-6023 9:00 ~ 17:00
香川県社会福祉協議会 内福祉サービス運営適 正化委員会事務局	所在地 電話番号・FAX 受付時間	香川県高松市番町 1 丁目 10-35 087-861-1300 087-861-1300 9:00 ~ 17:00
香川県長寿社会対策課 施設サービスグループ	所在地 電話番号・FAX 受付時間	香川県高松市番町 4 丁目 1-10 087-832-3268 087-806-0206 9:00 ~ 17:00

## 6、 事故発生時の対応について

事故が発生した場合や緊急時については、看護職員が緊急措置をとるとともに、ご家族・主治医に連絡させていただきます。緊急を要する時は救急車の手配を致します。又、速やかに市・町、当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の措置を講じるとともに、介護サービスの提供時に故意又はあきらかな過失により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償の責任を負います。

また事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する「事故報告書」を作成し、その原因についても検討して事故の再発防止に努めます。



令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明実施者職名

印

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

印

家族 住所

氏名

印

続柄

代理人 住所

氏名

印

続柄